

6 分野別の課題

(1) 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会*を実現していく。

2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)*に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的な健康づくりの活動を推進する取組み(セルフケアの推進)を支援する。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛、通いの場やボランティア等の地域活動の休止・縮小等により、高齢者をはじめとしたフレイル*の進行が懸念されており、その予防のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。

健康長寿のための三要素、運動・栄養・社会参加を踏まえ、栄養については、ライフステージや個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

子どもの視力、聴力の低下や成人病(生活習慣病)の低年齢化への対応も課題である。

2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

社会参加が効果的な介護予防や健康寿命*の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地

域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進する。

コロナ禍においては、人と身体的距離をとり接触を減らす必要があるが、対面によるつながりを基本とする互助・共助の取組みを継続できるように、試行錯誤を重ねてきた。

テンミリオンハウス*やレモンキャブ*といった従来の地域における互助・共助の取組みの推進に加え、いきいきサロン*やシニア支え合いポイント制度*などの施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。

今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、ICTの活用、取組みの周知といった課題への対応を検討する。

3) 地域共生社会*の実現に向けた取組み

誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、分野や属性の壁を越えて、市民及び地域の多様な主体の参画と協働を推進する。

障害者差別解消法*の理念に基づき、心のバリアフリー*及び民間事業者に対する合理的配慮*の啓発等に引き続き取り組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを推進する。

基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

かかりつけ医*となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りつつ、必要に応じて支援を行うことにより、地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合い)の理念を踏まえ、安心して暮らし続けるために、医療面から支える地域医療体制を整備する。引き続き、吉

祥寺地区の病床確保に向けた取組みを推進する。医療連携訓練*等により、活動マニュアルの検証及び更新を行い、災害時医療体制を構築する。

2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、切れ目のない在宅医療と介護の連携を引き続き推進する。

3) 健康危機管理対策の強化

令和2(2020)年1月に新たに指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁体制で様々な対応を行ってきた。健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP*、マニュアル等の整備を推進する。また、市民に対して引き続き正確な情報発信に取り組む。

保健センターの増築及び大規模改修にて、機能の一部として、感染症対策衛生用品の備蓄、健康危機発生時の動線を考慮した臨機応変に対応できるスペースの確保等、機能の向上を図る。

東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充することを引き続き東京都に要望していく。

基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の介護・福祉に対するニーズは多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供だけでは解決の難しい場合が増えている。

ひきこもり*など、多様かつ複合的な課題を抱える市民の相談窓口として開設した福祉総合相

談窓口において、各関係機関などとの連携を円滑にし、困りごとの解決に向けた包括的・継続的な支援体制の強化に取り組む。また、当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう、セミナーや講演会等の普及啓発を推進する。

子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケア*を担う人が増えているため、社会資源を適時適切に活用した負担軽減が求められている。現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための取組みを検討する。

医療的ケア児*の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつながる役割などを担う医療的ケア児*コーディネーターを設置するなど相談体制の整備を進める。

2) 認知症の人とその家族を支える取組み

認知症高齢者は高齢化率を上回り増加している。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の人を支える家族への支援を引き続き行う。また、認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成に取り組む。

3) 生活困窮者*への支援

生活困窮世帯は、複合的な課題を抱えていることも多く、コロナ禍以降、若年層等での新たな要支援対象が顕在化している。貧困の連鎖を断ち切るため、就労支援等の必要な支援に確実につなげられるよう関係機関との連携を強化し、課題解決に向けた伴走型の支援*を推進する。

4) 障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み

障害のある人も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、本市ならではの地域共生社会*を実現していく必要がある。

そのために、それぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じた支援を受けることができるような相談体制を全市的に構築していく。障害のある人の自立した生活を支え、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所及び相談支援専門員への支援や、市と地域活動支援センター*の連携強化に取り組む。

医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも高齢になっても地域で暮らす人が増えており、障害福祉サービスの充実が求められている。一方で、サービスを提供するための人材が質・量ともに不足しており、様々な施策を通して事業所や支援員の支援を行う。

障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

5) 権利擁護*と成年後見制度*の利用促進

今後も増加が予想される認知症、知的障害のある人等の判断能力が不十分な人の権利擁護*と成年後見制度*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の充実を図る。

6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。また、こころの病を抱える人が増加していることから、社会情勢の変化を注視する。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開する。

7)災害時に支え合える体制づくりの推進

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える体制づくりを進めるとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高めるための取組みを進める。

基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、活動されている人の高齢化や担い手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の場が制限され、新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報や適任者の情報共有を行うとともに、シニア支え合いポイントなど地域福祉活動の導入となる制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し確保する必要がある。

2)誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊の課題である。福祉に従事する人への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち出す必要がある。

介護・福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター*が実施してきた事業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

まちぐるみの支え合いを推進していくうえで要となる在宅介護・地域包括支援センター*における体制強化、育成方法について検討する。

3)福祉専門職の採用

市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきている。次期人材育成基本方針*の改訂にあわせた、社会福祉士*等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用については議論すべき課題である。

基本施策5 新しい福祉サービスの整備

1)複合的なニーズに対応した新しい施設の整備

今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応するため、本市の地域特性に合わせた、小規模・多機能・複合型の新たなサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備する。

また、一斉に更新時期を迎えている高齢者施設について、更新中のサービス提供の継続に留意しながら、個別施設ごとに検討を進める。

建て替えの方向性が示された武蔵野市障害者福祉センターについては、今後もその役割を担うための改築事業を、計画的に進める。

2)地域共生社会*に対応したサービスの提供

(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*の統合について、社会経済情勢の大きな変化に伴い、公の果たすべき役割が大きくなっている中、主に行財政改革の視点から統合を検討していくかは議論すべき課題である。また、両団体の老朽化した社屋の建て替えに加えて、「地域共生社会*推進の拠点」としての機能と役割を実現する観点からも検討する。

(2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力」*を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

1)子どもの権利を保障する取組みの推進

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、現在、武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の制定を目指している。子どもの権利を保障するための新たな取組みについて検討するとともに、いじめ対策等の既存施策についても、必要な見直しと充実を図る。また、子どもに関わる

施策について、子どもが意見を表明できる機会の確保と、子どもの意思をくみ取りその意見を代弁できる人材の育成を行う。

2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行う。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの増築及び大規模改修によって整備する複合施設内に設置し、多部門・多職種の連携による相談支援体制を構築する。

誰もが出産・子育てを安心して迎えられよう、産科・小児医療機関との連携強化を図る。

東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、今後の動向を注視していく。

3) 福祉専門職配置による相談支援体制の強化

相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えている。福祉分野の業務を中心に配置される専門性を持った職員の育成のため、次期人材育成基本方針*の改訂にあわせた、福祉専門職の採用については議論すべき課題である。

4) ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討

ヤングケアラー*、8050問題*など現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化している。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケアラーへの継続的な支援体制について検討する。

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取り組みを進

める。

また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方や、家族のあり方、家庭の状況に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業の拡充を図る。

2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進

保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から10年未満の保育施設が全体の半数を超え、保育の質のさらなる向上が求められている。各園の保育内容の充実に向けた支援、保育士等の確保・定着の促進、園内の環境整備、安全性の担保等の取組みを総合的に進めながら、市全体で保育の水準を高めていく。また、関係機関と連携しながら、特別な支援を必要とする子どもの保育や、市立保育園における医療的ケア児に対する保育の体制整備を進める。

3) 小学生の放課後施策の充実

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業*を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、学童クラブの整備を行うとともに、4年生以上も受入れ可能な民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援のあり方を検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

地域社会全体で子どもと子育てを応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を推進するとともに、保育人材や、子ども・子育てを支える地域の担い手等の確保・育成に努める。ま

た、市として子どもを大切にし、子育て家庭を応援するというメッセージを積極的に発信していく。

基本施策4 子どもの「生きる力」*を育む

1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

子どもの発達には連続的なものである。幼児教育における遊びを通じた豊かな体験が小学校教育に引き継がれ、子どもの「生きる力」*がさらに育まれていくよう、幼稚園、保育園等と小学校の連携を深め、幼児教育と小学校教育のより円滑な接続を確保しながら、市全体の幼児教育の質の向上を図る。

2) 青少年健全育成事業の充実

子どもが様々な経験を通じて「生きる力」*を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観点から、むさしのジャンボリー事業*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施する。また、将来自ら子育てをしたり、子どもと関わり続けるイメージを持つことができるような機会を提供する事業について検討を行う。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実するとともに、子どものための多様な居場所づくりを推進する。

3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

学校改築と連動したラーニングコモンズ*としての学校図書館のあり方についての検討や、学校図書館サポーター*の機能の拡充を進める。

次期端末のあり方を含めた今後の運営方針として策定する武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを使った効果的な学習活動の展開やデジタル・シティズンシップ教育*に関する実践を蓄積する。

国の動向を踏まえたうえで、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。

4) 多様性を生かし、市民性を育む教育

様々な背景を持つ子どもたちが共に学び、各自のよさを発揮するという公立学校の強みを生かして、児童生徒一人ひとりの活躍の促進、多様な考えを出し合う・話し合う・認め合う教育活動を推進する。また自己肯定感・自尊感情の実態把握を行う。

武蔵野市民科*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、地域の特色を生かした各学校の取組みの推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム*について、理解を深め推進するために、交流共同学習支援員*や校内支援体制を拡充し、通常級と特別支援学級の相互交流及び共同学習のさらなる推進を図る。また、教職員や保護者、地域への情報発信や学校、教職員への支援を強化する。

知的障害特別支援学級の増設、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の整備を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援の拡充を図る。

6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

課題を抱える児童生徒が自分の居場所や学習機会を持つこと、また社会的な自立に向かうことを目指し、保健センターの増築及び大規模改修によって整備する複合施設内に、児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を設置する計画も踏まえて、教育支援センター*の機能を強化する。また、全ての市立小中学校に常駐型の「家庭と子どもの支援員」*を配置することの検討、学校外の多様な学びの場の拡充と関係機関とのネットワーク強化を行う。

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指し、「先生いきいきプロジェクト2.0」として拡充してきた市講師*をはじめ、教育を支える人員体制の効果検証、見直しを図る。

2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

教員が校内や市内の研修に留まらず、主体的に学び、研鑽を深めていこうとする姿勢を、各学校の管理職や関係機関との連携等により育む。

教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえた新たな教員研修制度を推進する。

各校が特色ある教育活動を推進していくために、開かれた学校づくり協議会*の機能強化として、学校運営協議会機能*を活用した教員公募を実施する。

3)学校と地域との協働体制の充実

社会に開かれた教育課程を通じて学校・家庭・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、全ての市立小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会*の機能を強化する。令和5(2023)年1月に報告した「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」に基づき、「開かれた学校づくり協議会*の運営ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域の協働に関する試行をモデル校2校において2年間行う。その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行していく。

4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、新しい時代の学びを実現する学校施設の改築を進める。また、令和8(2026)年度にそれまでの改築実績を踏まえながら、武蔵野市学校施設整備基本計画の改定を行う。物価高騰による改築経費への影響も考慮して対応する。

改築するまでの施設についても、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化、施設の経年劣化、自然災害リスク等にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校教育における食育推進と安定的な給食の提供を行うため、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

5)持続可能な部活動のあり方の検討

市立中学校における部活動については、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行を行わず、部活動指導員の充実(質と量の確保)、体育協会との連携をはじめとした地域人材の確保(コーディネート機能)、外部講師の活用など、教員の働き方改革の観点から本市としての取組みを進める。